

業 務 概 要

令 和 元 年 版
(平成30年度実績)

北 海 道 岩 見 沢 児 童 相 談 所
(空知総合振興局保健環境部児童相談室)

目 次

I	児童相談所の概要	1
1	管内人口等の状況	
2	沿革	
3	組織・機構	
4	地域の現況	
II	児童相談所の業務	5
1	業務内容	
2	業務の流れ	
3	相談の種別と内容	
III	児童相談所業務の現況	8
1	相談受理状況	
2	措置・指導状況	
3	判定実施状況	
4	一時保護状況	
5	里親・里子の状況	
IV	児童相談所の各種事業	19
1	各種巡回相談等事業	
2	ひきこもり等児童福祉対策事業	
3	市町村児童相談体制整備支援事業	
4	児童虐待防止対策推進事業	
V	児童虐待相談の対応状況	21

I 児童相談所の概要

1 管内人口等の状況

岩見沢児童相談所は、空知総合振興局管内 10 市 14 町を所管しています。

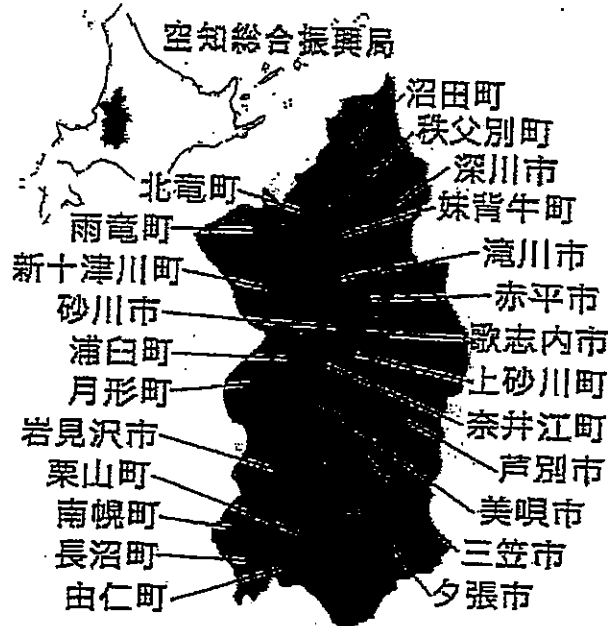
管内人口は、昭和 15 年以降米や石炭の増産とともに増加し、昭和 35 年の国勢調査では、824,386 人に達しましたが、この年をピークに、主要産業（石炭産業、米作農業）の衰退、都市への人口流出などにより急激に減少してきました。平成 27 年の国勢調査では 308,336 人となり、平成 17 年の 365,594 人と比較して 10 年間で約 15.7% 減少と、減少傾向は続いています。

18 歳未満の児童人口の推移を見ると、平成 17 年の 52,909 人から平成 27 年の 37,489 人に、10 年間で 15,420 人（約 30%）減少しています。

人口に占める 18 歳未満の児童の割合（児童人口比率）では、平成 17 年には 14.5% で 6.9 人に 1 人が児童でしたが、平成 27 年には 12.2% と 8.2 人に 1 人が児童という状況になっています。

地域別の児童人口比率（平成 27 年国勢調査による推計）を見ると、雨竜町 16.9%、新十津川町 13.9%、岩見沢市 13.4% などが高いのに対して、夕張市 7.3%、月形町 7.4%、歌志内市 7.8% などで低くなっています。

（地図）



- ・管内総面積 5,791.59 ㎡
- ・管内総人口 291,275 人
平成 31 年 3 月末
住民基本台帳による
- ・管内児童人口 36,283 人
（18 歳未満）平成 27 年国勢調査
児童人口割合による推計

（国勢調査による人口の推移）

	管内人口	児童人口(18歳未満)	割合	相談受理件数
昭和 35 年	824,386	※1 (371,754)	(45.1)	1,500
昭和 45 年	599,006	185,623	31.0	1,839
昭和 55 年	488,632	126,502	25.9	1,339
平成 2 年	420,006	87,879	20.9	1,026
平成 7 年	404,808	73,113	18.1	1,007
平成 12 年	386,657	62,137	16.1	1,183
平成 17 年	365,594	52,909	14.5	937
平成 22 年	※2 336,254	44,496	13.2	950
平成 27 年	308,336	37,489	12.2	992

※1 昭和 35 年の国勢調査は、町村は 5 歳階級で集計しており、20 歳未満人口の参考値

※2 平成 22 年より幌加内町は上川管内に計上。

2 沿 革

○昭和 23 年 1 月 1 日

児童福祉法施行

(都道府県に児童相談所設置を義務づけ)

○昭和 23 年 7 月 10 日

札幌児童相談所(現中央児童相談所)(石狩・空知・後志・渡島・檜山・胆振・日高の各支庁管内を管轄)、旭川児童相談所(上川・留萌・宗谷・網走の各支庁管内を管轄)、帯広児童相談所(十勝・釧路・根室の各支庁管内を管轄)を設置

○昭和 29 年 7 月 1 日

中央児童相談所から岩見沢児童相談所(空知支庁管内を管轄)が分離

〈場所〉岩見沢市 6 条東 9 丁目

※昭和 24 年釧路及び函館、27 年北見、39 年室蘭、47 年札幌市の各児童相談所設置により、現行の 9 児童相談所体制に

○昭和 52 年 12 月 26 日

新庁舎へ移転(現在地)

〈場所〉岩見沢市鳩が丘 1 丁目 9 番 16 号

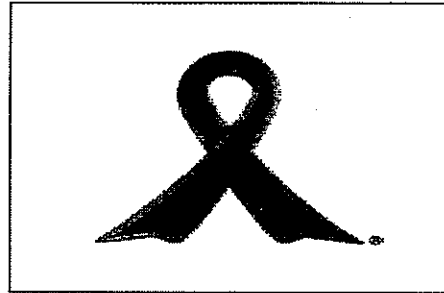
○平成 16 年 4 月 1 日

組織機構改正により、道の組織名としては空知保健福祉事務所児童相談部に

○平成 22 年 4 月 1 日

・組織機構改正により、道の組織名としては空知総合振興局保健環境部児童相談室に

・幌加内町が旭川児童相談所の所管となり 10 市 14 町所管に



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

○平成 30 年 11 月 26 日

一時保護所の増築 共用開始

【既存棟】

○構 造 ブロック造陸屋根平屋建て

○建物延べ面積 580.86 m²

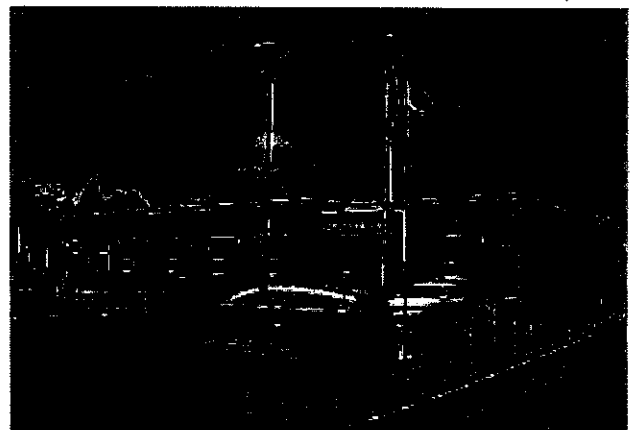
【増築棟】

○構 造 鉄筋コンクリート造平屋建て

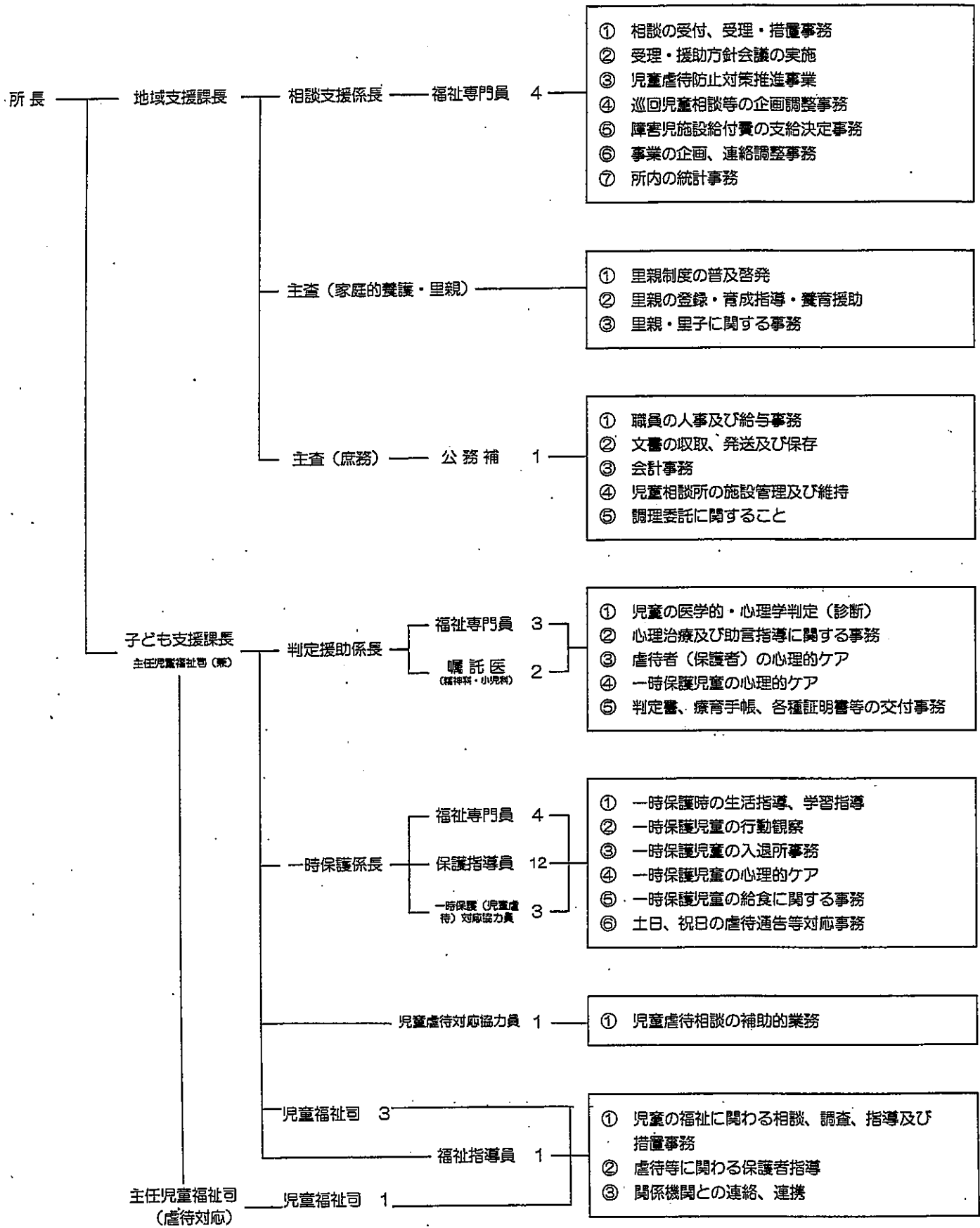
○建物延べ面積 463.80 m²

○一時保護所入所定員 20 名

○全体敷地面積 2,851.21 m²



3 組織・機構及び業務分担



4 地域の現況

市町村名	人口総数	児童人口（18歳未満）	児童人口比率（%）	児童家庭支援センター	児童福祉施設	児童養護施設	知的障害児施設	認定こども園	保育所（認定こども園を除く）	認可外保育施設	子育て支援センター	幼稚園（認定こども園を除く）	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校（養護学校）	特別支援学校（高等養護学校）	児童館・児童センター	平成30年度			
																			受理件数	児童人口に占める割合 対1000人		
夕張市	8,050	605	7.5						3	1		1	1	1	1		1			32	52.9	
岩見沢市	81,250	11,029	13.6	1	1	1		2	13	3	4	5	14	9	4		1	12		292	26.5	
美唄市	21,394	2,505	11.7		1		1	1	4	4	1	3	4	3	2	1		1		72	28.7	
芦別市	13,480	1,388	10.3						2	1	1	1	2	2	1			1		51	36.7	
赤平市	10,108	993	9.8					0	2	2	1	1	3	1	0	0	0	5		19	19.1	
三笠市	8,448	902	10.7						2	1	1	1	2	2	1			1		24	26.6	
滝川市	39,995	5,448	13.6					0	5	0	2	2	6	4	3	0	0	11		110	20.2	
砂川市	16,950	2,176	12.8						3	2	1	1	5	2	1					64	29.4	
歌志内市	3,237	263	8.1					1					1	1				2		16	60.8	
深川市	20,526	2,423	11.8					3	7	1	1	2	6	2	3			1		61	25.2	
市計	223,438	27,732	12.4	1	2	1	1	7	41	15	12	17	44	27	16	1	2	34		741	26.7	
南幌町	7,538	957	12.7					1	1		1		1	1	1	1				28	29.3	
奈井江町	5,415	656	12.1					1			1		1	1	1			3		20	30.5	
上砂川町	2,950	286	9.7					1					1	1				1		14	49.0	
由仁町	5,153	668	13.0						2		1	1	1	1						7	10.5	
長沼町	10,795	1,431	13.3						2	1	1	1	5	1	1			1		48	33.5	
栗山町	11,735	1,543	13.1					1	3		1		3	1	1			1		41	26.6	
月形町	3,161	242	7.7					1			1		1	1	1					3	12.4	
浦臼町	1,840	239	13.0					1					1	1						6	25.1	
新十津川町	6,586	930	14.1						1		1	1	1	1	1			1		34	36.6	
妹背牛町	2,948	336	11.4					1			1		1	1						19	56.5	
秩父別町	2,418	278	11.5					1					1	1						23	82.7	
雨竜町	2,380	418	17.6							1			1	1				1		10	23.9	
北竜町	1,840	222	12.1						1		1		1	1						7	31.5	
沼田町	3,078	345	11.2					1			1		1	1						12	34.8	
町村計	67,837	8,551	12.6	0	0	0	0	9	10	2	10	3	20	14	6	1	1	7		272	31.8	
管外																					6	
合計	291,275	36,283	12.5	1	2	1	1	16	51	1	22	20	64	41	22	2	3	41		1,019	28.1	

人口総数は、平成31年3月末日住民基本台帳による。

児童人口（18歳未満）は、人口総数をもとに平成27年国勢調査による児童人口比率から推計。

保育所、学校、施設等の数は、平成31年4月1日現在。

児童館・幼稚園については、休止施設除く。

II 児童相談所の業務

1 業務内容

児童相談所は、児童福祉法（以下「法」という。）第 12 条に基づき設置されている児童に関するあらゆる相談に応ずる児童福祉の専門的行政機関です。

児童相談所は、法により「児童相談所の業務」、「児童相談所長の採るべき措置」及び「都道府県の採るべき措置」（知事から児童相談所長に権限委任）が規定されており、次のような業務を行っています。

(1) 相談業務

「児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること」

（法第 11 条第 1 項第 2 号ロ）とされており、原則として 18 歳未満の児童に関するおおよそすべての問題が相談の対象となっています。

(2) 調査・診断・判定業務

「児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと」（法第 11 条第 1 項第 2 号ハ）とされており、受け付けたケースについて、児童とその家庭の状況を理解し、その児童や家庭に対してどのような援助が適切で必要かを判断するための社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等を行います。そして、これらをもとに総合的に判断し、援助方針を作成します。

(3) 援助業務

前記（2）の援助方針に基づいて児童、保護者、関係者に対して指導、措置等具体的援助を行います。

①助言指導・継続指導（法第 11 条第 1 項第 2 号イ）

助言指導は、1 回ないし数回の助言、指示、説得などにより問題が解決すると考えられる指導です。継続指導は、複雑困難な問題を抱える児童、保護者に対して児童相談所への通所や児童相談所職員の訪問により、継続的なカウンセリングや指導を行うものです。

②児童福祉司指導措置（法第 26 条第 1 項第 2 号・法第 27 条第 1 項第 2 号）

複雑困難な家庭環境にある児童など、処遇に専門的知識、技術を要するケースに対して、児童福

祉司が中心となって行う措置で、必要に応じて心理判定員や医師などが参加することもあります。

③児童委員指導措置（法第 26 条第 1 項第 2 号・法第 27 条第 1 項第 2 号）

問題が家庭環境にあり、児童委員による家庭関係の調整や経済的援助等により解決すると考えられるケースに対して行う場合があります。

④里親委託・児童福祉施設入所措置（法第 27 条第 1 項第 3 号）

前記の指導や措置では問題の解決が困難な場合に、里親委託や、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設等の児童福祉施設への入所措置がとられます。（障害児施設についても、入所措置が採られる場合があります。）

⑤障害児施設支援（法第 24 条第 2 号第 24 条第 23 号）

障害児施設の入所については、原則として利用契約制度であり、本人又は保護者が施設利用を希望した場合に、申請に基づき児童相談所は施設利用の適否を判断します。（児童相談所が適当と認めた場合、本人又は保護者と入所希望施設との間で契約を結びサービス提供を受けます。）

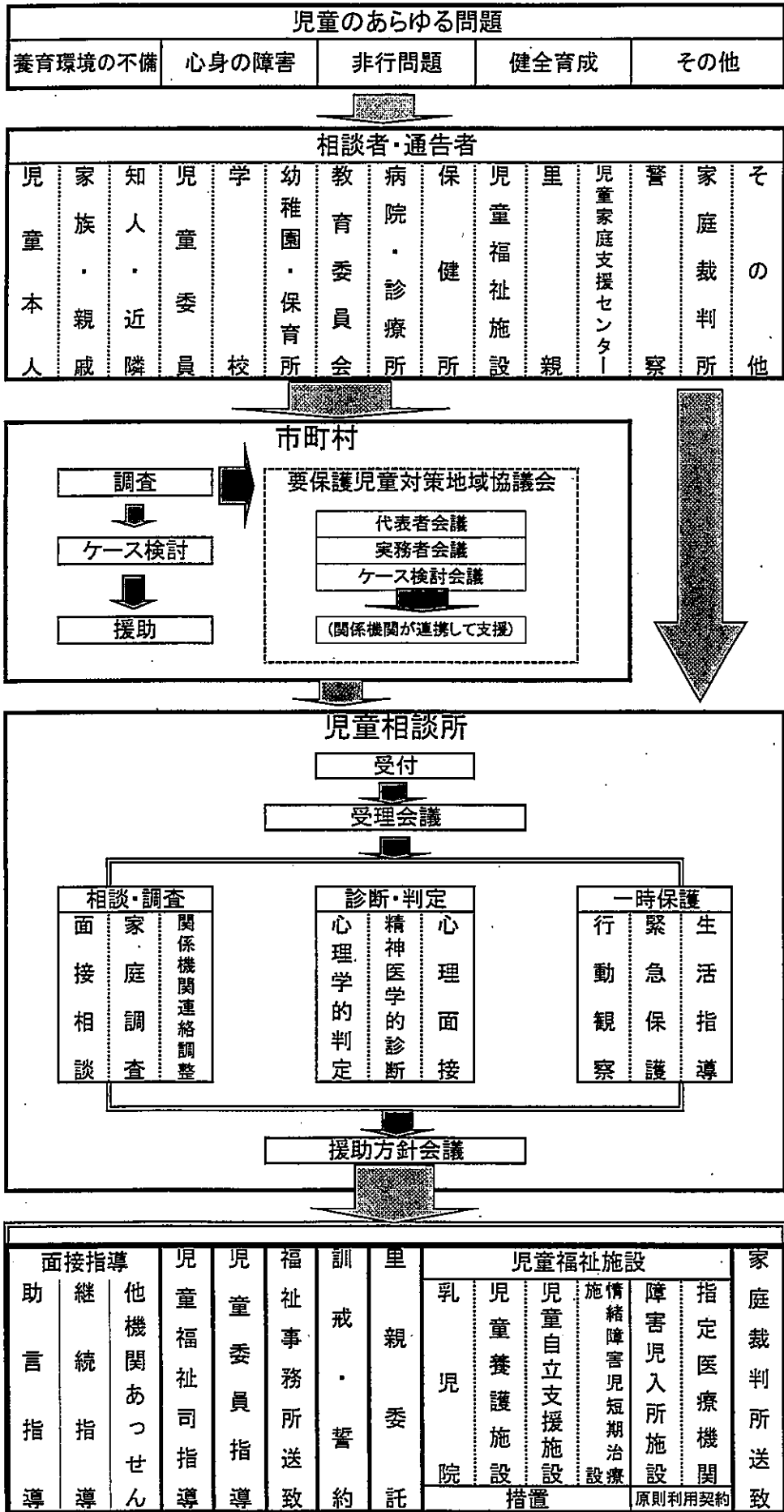
(4) 一時保護

次のような場合に「児童の一時保護を行うこと」（法第 11 条第 1 項第 2 号ホ、第 33 条）になります。

- ① 迷子や家出、被虐待など、保護者がいないか保護者がいてもその保護に委ねることが不適当な場合の緊急一時保護
- ② 性格や行動を把握し援助指針を決定するため、行動観察や生活指導を行うための一時保護
- ③ 施設入所等が困難で短期間の心理療法・カウンセリング・生活指導等が有効な場合等の短期一時保護

なお、市町村は、法第 10 条第 1 項第 3 号により「児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること、並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと」が規定されており、第一義的な相談窓口として必要な対応を行います。

2 業務の流れ



3 相談の種別と内容

児童相談所は、18歳未満のすべての児童が、その個性に応じて健やかに成長するため、あらゆる相談に応じており、相談内容を次のように区分しています。

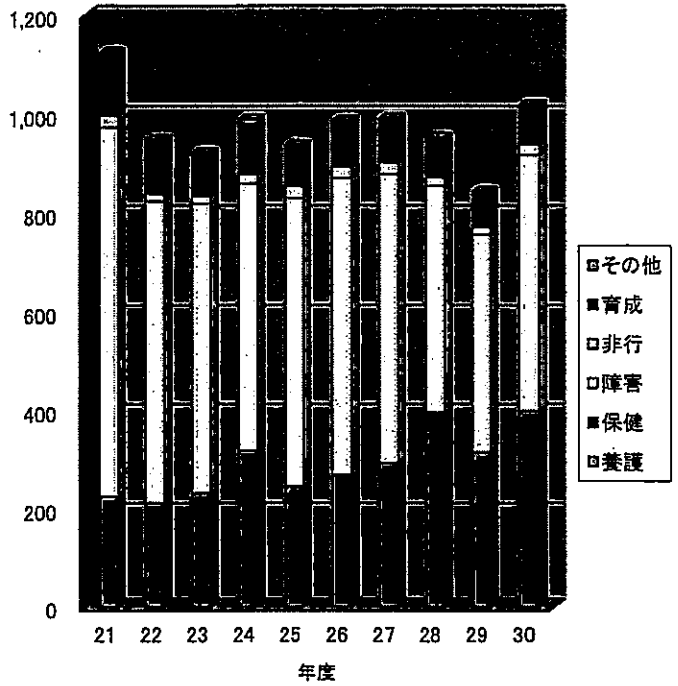
相談種別	内容	
養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児に関する相談	
	棄児、迷子、被虐待児、被放任児等環境的問題を有する児童に関する相談	
	養子縁組に関する相談	
保健相談	未熟児、虚弱児、肥満、小児喘息などに関する相談	
障害 相 談	肢体不自由相談	身体の不自由な児童や運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	目や耳の不自由な児童に関する相談
	言語発達障害等相談	ことばの発達の遅れなどの心配に関する相談
	重症心身障害相談	重度の知的障害と肢体不自由をあわせもつ児童（者）に関する相談
	知的障害相談	知的障害のある児童に関する相談
	発達障害相談	自閉症状、学習障害、注意欠陥多動性障害等のある児童に関する相談
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	家出、深夜徘徊、性的問題などに関する相談
	触法行為等相談	盗み、恐喝などの法律に触れる行為があり、警察から通告があった児童に関する相談
成 相 談	育性格行動相談	内気、緘黙、反抗、家庭内暴力などの性格行動に関する相談
	不登校相談	学校に行けない、行きたがらないなどの不登校に関する相談
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振などに関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊びなどに関する相談
その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談	

Ⅲ 児童相談所業務の現況

1 相談受理状況

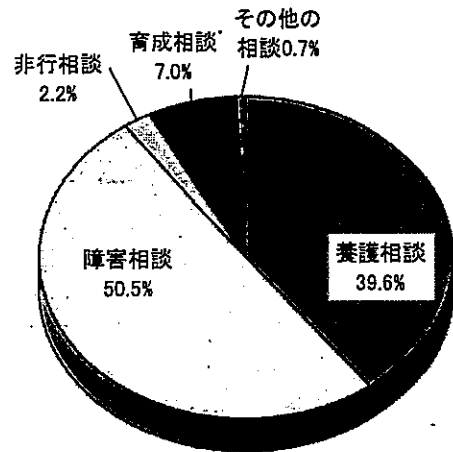
(1) 相談受理件数の推移 (件)

年度	養護	保健	障害	非行	育成	その他	計
21	230	0	745	24	121	4	1,124
22	217	0	609	15	105	4	950
23	237	0	585	15	81	5	923
24	324	0	538	19	102	8	991
25	250	0	583	23	83	0	939
26	274	0	599	22	90	2	987
27	299	0	582	23	87	1	992
28	400	0	457	18	76	3	954
29	320	0	439	15	71	0	845
30	404	0	515	22	71	7	1,019



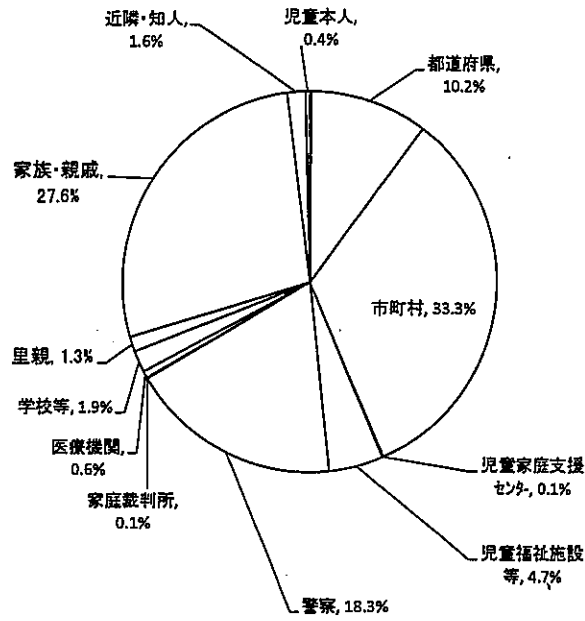
(2) 相談種別受理状況 (平成30年度)

相談種別	件数			構成比	29年度 件数	
	男	女	計			
養護相談	213	191	404	39.6%	320	
保健相談	0	0	0	0.0%	0	
障害相談	肢体不自由相談	24	26	50	4.9%	38
	視聴覚障害相談	0	0	0	0.0%	0
	言語発達障害等相談	38	26	64	6.3%	78
	重症心身障害相談	0	1	1	0.1%	6
	知的障害相談	153	81	234	23.0%	141
	自閉症等相談	132	34	166	16.3%	176
計	347	168	515	50.5%	439	
非行相談	く犯行為等相談	6	10	16	1.6%	10
	触法行為等相談	5	1	6	0.6%	5
	計	11	11	22	2.2%	15
育成相談	性格行動相談	24	15	39	3.8%	45
	不登校相談	6	3	9	0.9%	9
	適性相談	8	5	13	1.3%	11
	育児・しつけ相談	5	5	10	1.0%	6
計	43	28	71	7.0%	71	
その他の相談	3	4	7	0.7%	0	
合計	617	402	1,019	100.0%	845	
構成比	60.5%	39.5%	100.0%			



(3) 相談通告者別受理状況 (平成30年度)

相談経路		件数		
		男	女	計
都道府県	児童相談所	15	4	19
	福祉事務所	2	1	3
	保健センター	0	0	0
	その他	41	41	82
	計	58	46	104
市町村	福祉事務所	158	80	238
	児童委員	0	0	0
	保健センター	1	1	2
	その他	71	28	99
	計	230	109	339
児童家庭支援センター		0	1	1
児童福祉施設等		22	26	48
警察関係		98	88	186
家庭裁判所		1	0	1
保健所及び医療機関	保健所	0	0	0
	医療機関	2	4	6
学校等	学校	11	4	15
	教育委員会	2	2	4
里親		6	7	13
児童委員		0	0	0
家族・親戚		176	105	281
近隣・知人		9	7	16
児童本人		1	3	4
その他		1	0	1
計		617	402	1,019



(4) 年齢別相談受理状況 (平成30年度)

別	相談種	養護相談		保健相談	障害相談			非行相談		育成相談			その他の相談	計			
		児童虐待相談	その他の相談		視聴覚障害	言語発達障害	重相症心身障害	知的障害相談	発達障害等相談	ぐ相犯行為等相談	触相法行為等相談	性格行動相談			不登校相談	適性相談	育相児・しつけ相談
0	歳	12	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19			
1	歳	28	7	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	40			
2	歳	12	4	-	-	10	-	3	-	-	-	-	1	33			
3	歳	24	7	-	-	10	-	12	3	-	-	-	2	62			
4	歳	20	9	-	-	4	-	11	6	-	2	-	2	63			
5	歳	22	5	-	-	13	-	10	9	-	-	-	2	69			
6	歳	24	10	-	-	7	-	13	11	-	1	1	2	74			
7	歳	12	5	-	-	6	-	18	13	-	1	-	-	56			
8	歳	15	4	-	-	7	-	9	10	1	2	-	3	52			
9	歳	11	7	-	-	1	1	13	7	-	8	1	2	51			
10	歳	21	4	-	-	2	-	9	6	1	1	-	-	45			
11	歳	17	4	-	-	2	-	15	8	-	7	2	1	59			
12	歳	17	7	-	-	1	-	19	12	-	2	2	1	64			
13	歳	16	5	-	-	-	-	18	11	1	3	8	1	64			
14	歳	13	4	-	-	-	-	18	12	4	-	2	3	61			
15	歳	15	3	-	-	-	-	11	22	3	-	2	-	63			
16	歳	11	7	-	-	-	-	18	11	3	-	1	-	54			
17	歳	7	6	-	-	-	-	36	25	3	-	3	1	84			
18	歳以上	-	5	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	6			
計		297	107	-	-	64	1	234	166	16	6	39	9	13	10	7	1,019
1歳6カ月児精神発達		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3歳児精神発達精密健康診		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

特別児童扶養手当支給にかかる判定相談(再掲) 86

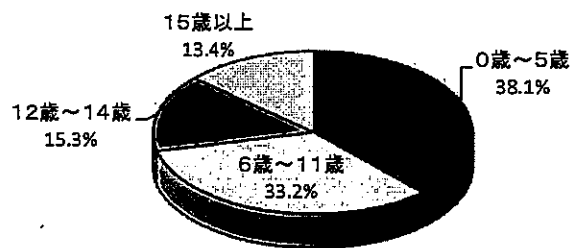
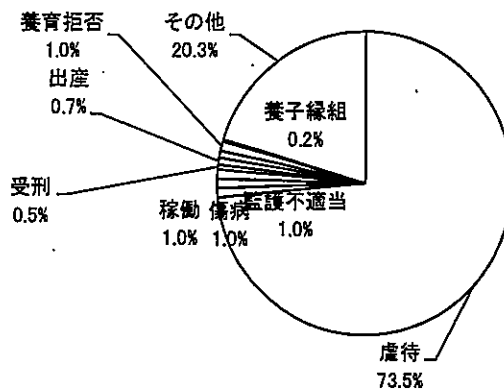
(5) 各相談の内容 (平成30年度)

① 養護相談

細目	男	女	計	割合
家出	0	0	0	0.0%
死亡	0	0	0	0.0%
離婚	0	0	0	0.0%
傷病	3	1	4	1.0%
出産	2	1	3	0.7%
心身障害	1	2	3	0.7%
稼働	2	2	4	1.0%
受刑	0	2	2	0.5%
迷い子	0	0	0	0.0%
虐待	151	146	297	73.5%
養育拒否	3	1	4	1.0%
監護不相当	3	1	4	1.0%
養子縁組	1	0	1	0.2%
その他	47	35	82	20.3%
計	213	191	404	100.0%

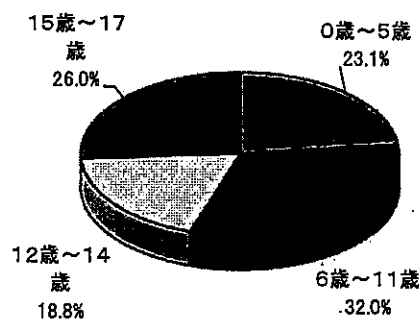
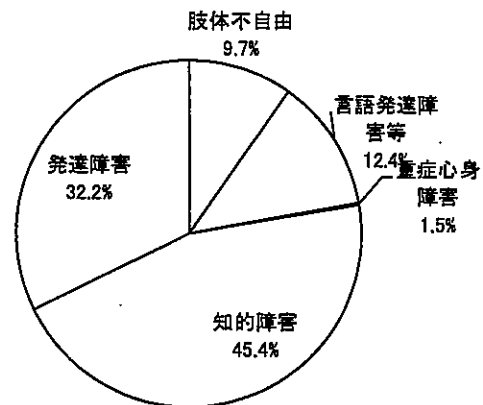
※「その他」の主な内訳

- ・虐待通告により調査した結果、非虐待だったもの 30件
- ・措置中の児童に係る対応 14件 等



② 障害相談

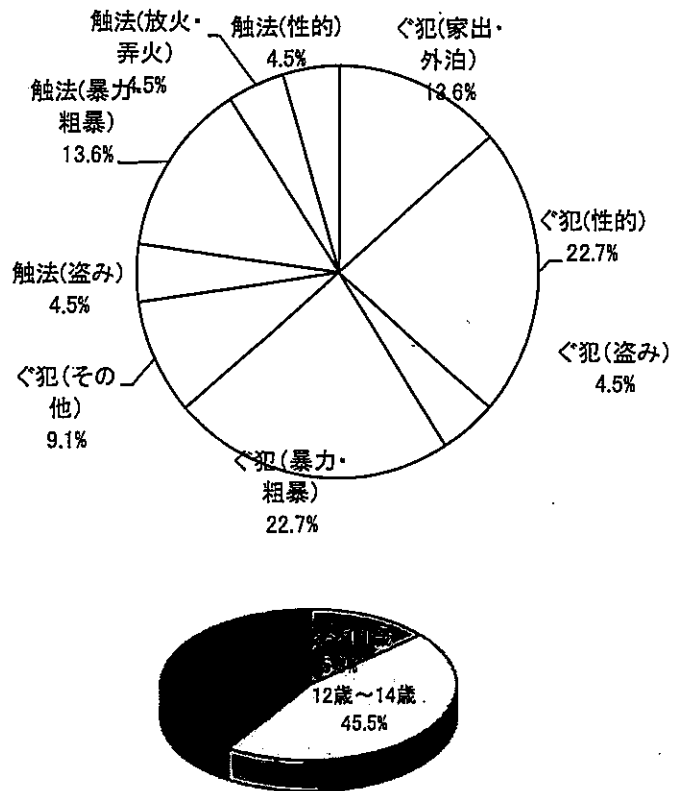
細目	男	女	計	割合	
肢体不自由	一般棟	13	19	32	6.2%
	施設対象	0	0	0	0.0%
	母子入院	11	7	18	3.5%
	筋萎縮症者	0	0	0	0.0%
	通園施設	0	0	0	0.0%
	その他	0	0	0	0.0%
計	24	26	50	9.7%	
視聴覚障害	視覚障害	0	0	0	0.0%
	聴覚障害	0	0	0	0.0%
	計	0	0	0	0.0%
言語発達障害	言語機能障害	0	0	0	0.0%
	言語・精神発達遅滞等	38	26	64	12.4%
	計	38	26	64	12.4%
重症心身障害	施設対象	0	0	0	0.0%
	その他	0	1	1	0.2%
	計	0	1	1	0.2%
知的障害	軽度	87	40	127	24.7%
	中度	31	18	49	9.5%
	重度	23	8	31	6.0%
	最重度	11	9	20	3.9%
	その他	1	6	7	1.4%
	計	153	81	234	45.4%
発達障害	132	34	166	32.2%	
合計	347	168	515	100.0%	



※平成18年10月の障害児施設の利用契約制度移行により、障害児施設給付費の給付決定期間内であれば自由に施設を利用することができることとなったことから、「肢体不自由」及び「重症心身障害」の「施設対象」の人数は実際の入所者数とは一致していない。

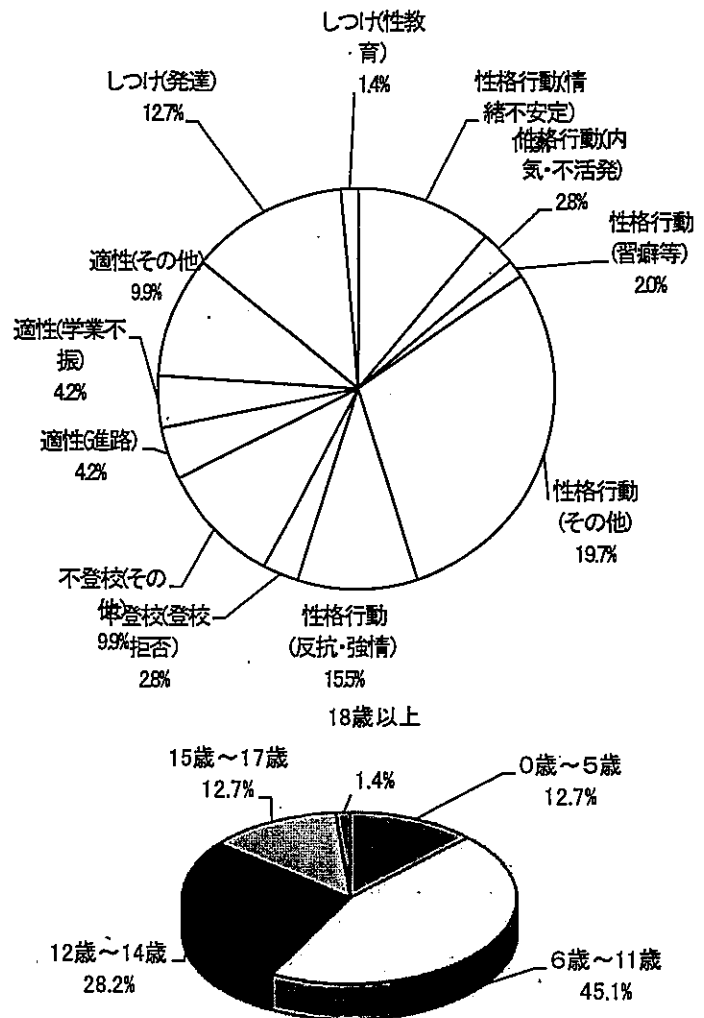
③ 非行相談

細目		男	女	計	割合
ぐ犯行為等	家出・外泊	0	3	3	13.6%
	盗み	1	0	1	4.5%
	暴力・粗暴	2	3	5	22.7%
	薬物乱用	0	0	0	0.0%
	性的問題	2	3	5	22.7%
	放火・弄火	0	0	0	0.0%
	その他	1	1	2	9.1%
	計	6	10	16	72.7%
触法行為等	盗み	1	0	1	4.5%
	暴力・粗暴	3	0	3	13.6%
	薬物乱用	0	0	0	0.0%
	性的問題	1	0	1	4.5%
	放火・弄火	0	1	1	4.5%
	その他	0	0	0	0.0%
	計	5	1	6	27.3%
合計	11	11	22	100.0%	



④ 育成相談

細目		男	女	計	割合
性格行動	内気・不活発	0	2	2	2.8%
	反抗・強情	6	1	7	9.9%
	情緒不安定	5	3	8	11.3%
	習癖等	1	0	1	1.4%
	その他	12	9	21	29.6%
	計	24	15	39	54.9%
不登校	登校拒否	1	1	2	2.8%
	その他	5	2	7	9.9%
	計	6	3	9	12.7%
適性	進路相談	3	0	3	4.2%
	学業不振	2	1	3	4.2%
	その他	3	4	7	9.9%
	計	8	5	13	18.3%
しつけ	育児	0	0	0	0.0%
	性教育	1	0	1	1.4%
	発達	4	5	9	12.7%
計	5	5	10	14.1%	
合計	43	28	71	100.0%	



(6) 市町別相談受理状況 (平成30年度)

相談種別 市町別	養護 相談	保健 相談	障害相談					非行相談		育成相談				その他の 相談	合計	
			肢体 不自由	視 聴 覚 障害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害 等	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為	触 法 行 為	性 格 行 動	不 登 校	適 性			育 児 ・ し っ け
夕張市	12		2		7		4	4			1		2			32
岩見沢市	157		12		6	1	63	32	5	1	8	2	3	1	1	292
美唄市	15		5		4		22	19			2		2	1	2	72
芦別市	16		7		5		12	6			3			2		51
赤平市	4		1				5	6	1			2				19
三笠市	11				5		6	1						1		24
滝川市	49		7		4		18	23	3		3				3	110
砂川市	27		1		7		15	6	1	1	5		1			64
歌志内市	4		1		4		6	1								16
深川市	13		4		2		21	11	2		5	1	1	1		61
市計	308		40		44	1	172	109	12	2	27	5	9	6	6	741
南幌町	13						4	9			1	1				28
奈井江町	6		2		1		4	4	1		1		1			20
上砂川町	4		1				6	3								14
由仁町	3						1	3								7
長沼町	28				2		6	5		3	2		2			48
栗山町	13		1		2		16	5	2	1	1					41
月形町			1				2									3
浦臼町	2						2	1			1					6
新十津川町	5		2		14		3	6			1	1		1	1	34
妹背牛町	5		2				2	8			1	1				19
秩父別町	15		1				2	3			1			1		23
雨竜町							4	4			2					10
北竜町							4	1			1				1	7
沼田町	2						4	4				1	1			12
町計	96		10		19		60	56	3	4	12	4	4	2	2	272
(管外)					1		2	1	1						1	6
合計	404		50		64	1	234	166	16	6	39	9	13	8	9	1,019

2 措置・指導状況

(1)相談種別処理状況(平成30年度)

相談種別	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	市町村送致	福祉事務所送致・通知	家庭裁判所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設(措置)		指定医療機関委託	里親委託	在所期間延長	ケース移管受理	障害児施設等への利用契約	自立援助ホームへの委託	その他	計	再掲(前年度から繰越)	構成比	翌年度へ継続繰越		
	助言指導	継続指導	他機関あつせん								入	通													
養護相談	児童虐待	255	2		20					2	13			4							296	20	27.2%	21	
	その他	76	2		5			5			9			5	7	5			5		119	16	10.9%	4	
	計	331	4		25			5		2	22			9	7	5			5		415	36	38.1%	25	
保健相談																									
障害相談	肢体不自由相	49														1	49				99		9.1%		
	視覚障害相																								
	言語発達障害等相	63																			63		5.8%	1	
	重症心身障害相	1																			1		0.1%		
	知的障害相談	226						7							2						3	238	7	21.9%	3
	発達障害相談	165						3													2	170	8	15.6%	4
計	504						10							2	1	49			5	522	15	47.9%	8		
非行相談	く犯行為等相	8	1		1				2		1									1	14	3	1.3%	5	
	触法行為等相	1			1																2		0.2%	4	
	計	9	1		2				2		1									1	16	3	1.5%	9	
育成相談	性格行動相談	38	3								1			1						1	44	6	4.0%	1	
	不登校相談	9																		1	10	2	0.9%	1	
	適性相談	14																			14	1	1.3%		
	育児・しつけ相	9												1						1	11	1	1.0%		
	計	70	3								1			1	1					3	79	10	7.3%	2	
その他の相談	2																		6	8	1	0.7%			
合計	916	8		27			15	2	2	24			10	10	6	49			20	1,089	65	100.0%	44		
構成比	84.1%	0.7%		2.5%			1.4%	0.2%	0.2%	2.2%			0.9%	0.9%	0.6%	4.5%			1.8%	100.0%					

注:平成30年度相談受理件数1,019件-平成30年度繰越件数+平成29年度繰越件数に対する処理の状況

(2) 市町別児童福祉施設入所状況

(平成31年3月31日現在)

施設種別 市町別	乳児院	児童養護施設	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児入所施設				ファミリーホーム	自立援助ホーム	里親委託	合計	
					旧 知的障害児施設	旧 肢体不 自由児施設		旧 ろうあ児施設					旧 重症心身障害児施設
						本入院	国立病院機構						
夕張市		4		1	2				1		1	9	
岩見沢市	2	10	1	1	1				1	1	1	8	26
美唄市		3		1	3					1		3	11
芦別市		2		3	3							1	9
赤平市		3			1							1	5
三笠市		3		1								1	5
滝川市		13			3					2	1	7	26
砂川市		4			1							5	10
歌志内市												1	1
深川市		2									1	2	5
市計	2	44	1	7	14	0	0	0	2	4	3	30	107
南幌町		1								1			2
奈井江町		1								1		1	3
上砂川町		3			1								4
由仁町											1	1	2
長沼町					1								1
栗山町		2	1									2	5
月形町													0
浦臼町													0
新十津川町													0
妹背牛町		1											1
秩父別町													0
雨竜町		1		1									2
北竜町												1	1
沼田町		1											1
町村計	0	10	1	1	2	0	0	0	0	2	1	5	22
(管外)	0	12	0	0	1	0	0	0	0			5	18
合計	2	66	2	8	17	0	0	0	2	6	4	40	147

(3) 施設別入所状況

(平成31年3月31日現在)

施設種別	施設名	住所	定員	当所措置分
乳児院	札幌乳児院	札幌市白石区川北2-2-54番地1	40	2
計	1			2
児童養護施設	美深育成園	中川郡美深町字敷島2-8-3番地	50	1
	北光社ふくじゅ園	北広島市西の里南1丁目3番地6	60	2
	天使の園	北広島市中央4丁目5-7	80	1
	函館国の子寮	函館市鈴蘭丘3-8番地の7	60	4
	櫻ヶ丘学園	余市群仁木町銀山2-2-47	84	2
	岩内厚生園	岩内郡岩内町字宮園1-2	55	5
	歌棄洗心学園	寿都郡寿都町字歌棄町歌棄4-2-5	70	17
	黒松内つくし学園	寿都郡黒松内町字黒松内5-6-2-1	80	2
	光が丘学園	岩見沢市春日町2丁目3-7	30	9
	富良野国の子寮	富良野市宇鳥沼5-0-9	75	10
旭川育児院	旭川市台場2条2丁目3-4-5	70	13	
計	11			66
児童自立支援施設	北海道立向陽学院	北広島市西の里1-0-15	48	2
	北海道立大沼学園	亀田郡七飯町字西大沼8	48	0
計	2			2
情緒障害児短期治療施設	バウムハウス	伊達市松ヶ枝町2-4-3番地1	50	8
計	1			8
障害児入所施設	もなみ学園	札幌市南区石山東3丁目5-1	60	1
	美唄学園	美唄市東7条南1丁目2-4	30	10
	太陽の園ひまわり学園	伊達市幌美内町3-6-58	30	3
	ひまわり学園	紋別郡遠軽町生田原安国3-0-2-7	50	1
	室蘭言泉学園	室蘭市母恋北町1丁目4番2号	30	2
	札幌あゆみの園	札幌市白石区川北2-2-54番地1	-	1
	みどりの里	小樽市長橋3丁目2-4-1	120	1
計	7			19
ファミリーホーム	ファミリーホームぶどう	空知郡奈井江町本町8区	6	6
計	1			6
自立援助ホーム	カーサ・デチップ	札幌市白石区	6	1
	MaAyaの家	石狩郡当別町	6	1
	がんばろうホーム	紋別郡遠軽町	6	1
	たんぽぽ苑	札幌市中央区	6	1
計	4			4
里親	里親委託	管内里親への委託:里親 25組 37人		40
		管外里親への委託:里親 2組 3人		
		(他児相措置で管内里親に委託:里親4組 4人)		
合計				147
				※他児相措置で管内里親に委託されている児童 (4)

3 判定実施状況(平成30年度)

(1) 判定実施件数・判定率

相談種別		受理件数	判定件数	判定率
養 護	児童虐待	297	48	16.2%
	その他	107	31	29.0%
	計	404	79	19.6%
保 健	相談	0	0	0.0%
障 害 相 談	肢体不自由相談	50		0.0%
	視聴覚障害相談			0.0%
	言語発達障害等相談	64	64	100.0%
	重症心身障害相談	1	1	100.0%
	知的障害相談	234	220	94.0%
	発達障害相談	166	156	94.0%
	計	515	441	85.6%
非 行	ぐ犯行為等相談	16	4	25.0%
	触法行為等相談	6	3	50.0%
	計	22	7	31.8%
育 成 相 談	性格行動相談	39	30	76.9%
	不登校相談	9	6	66.7%
	適性相談	13	14	107.7%
	育児・しつけ相談	10	9	90.0%
	計	71	59	83.1%
そ の 他 の 相 談		7	0	0.0%
合計		1,019	586	57.5%

(2) 諸判定書交付状況

種別	受理件数
特別児童扶養手当診断証明	86
市町村条例手当制度証明	0
療育手帳証明	323
福祉手当	33
高等養護学校受験に係る判定	0
就学・学校での指導に係る判定証明等	121
幼稚園通園・保育所入所に係る判定証明	2
その他	149
合計	714

(3) 心理診断・指導及び心理療法・カウンセリング実施状況

区分		児童	保護者	その他	計	
心 理 診 断 ・ 指 導	実数	586	0	0	586	
	延 実 施 数	知能検査	594	0	0	594
		発達検査	118	0	0	118
		人格検査	522	0	0	522
		その他の検査	473	0	0	473
		面接・観察指導	662	0	0	662
		計	2,369	0	0	2,369
その他の診断実施	0	0	0	0		
心 理 法 ・ カ ウ ン セ リ ン グ	実数	57	5	0	62	
	延 実 施 数	医師	1	10	0	11
		心理判定員等	158	1	0	159
		児童福祉司等	0	0	0	0
		その他の職員	0	0	0	0
計	159	11	0	170		

(4) 心理学的判定検査の実施件数内訳

種別	件数	
田中ビネー	291	
鈴木ビネー	0	
W P P S I	0	
W I S C - III	146	
W I S C - IV	47	
W A I S - III	18	
K - A B C II	3	
グッドイナフ	89	
コース立方体	0	
その他	0	
計	594	
発 達 検 査	遠城寺式	0
	津守・稲毛式	0
	新版K式発達検査	45
	S-M社会生活能力検査	58
	乳幼児発達スケール(KID)	15
	その他	0
	計	118
人 格 検 査	Y-G性格検査	1
	エゴグラム	2
	ロールシャッハ	40
	T A T	1
	S C T	25
	P-Fスタディ	34
	バウムテスト	319
	H T P	86
	各種描画法	14
	その他	0
計	522	
そ の 他 の 検 査	I T P A 言語学習能力診断	0
	絵画語い発達検査	0
	言語発達質問紙	0
	概念発達検査	121
	随意運動発達検査	32
	ベンダーゲシュタルトテスト	167
	C C P	9
	D E L 検査	11
	クリペーツテスト	0
	心の理論課題	84
	T S C C	23
	その他	26
計	473	
総計	1,707	

4 一時保護状況

(1) 一時保護児童の推移

年度	養護	障害	非行	育成	その他	計	延べ日数	一人当り平均日数	一日当り平均人数
21	99	0	11	21	0	131	2,314	17.7	6.3
22	77	4	8	14	0	103	1,947	18.9	5.3
23	52	2	7	12	0	73	1,180	16.2	3.2
24	81	1	6	20	0	108	1,636	15.1	4.5
25	68	1	8	25	0	102	2,056	20.2	5.6
26	81	1	9	14	0	105	3,093	29.5	8.5
27	84	1	13	23	0	121	3,312	27.4	9.1
28	78	1	10	34	1	124	2,909	23.5	8.0
29	129	2	10	32	0	173	5,336	30.8	14.6
30	94	0	7	19	0	120	2,890	24.1	7.9

(2) 年齢別状況 (平成30年度)

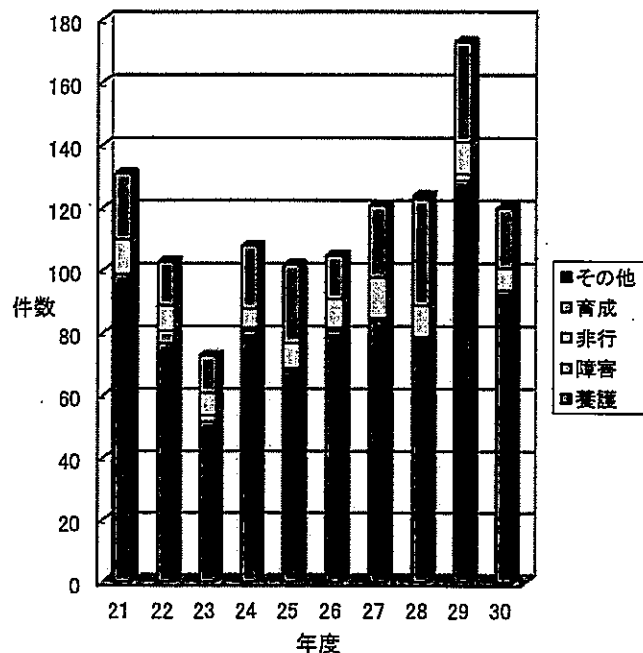
年齢	男	女	計	構成比
0～2歳	3	2	5	4.2%
3～5歳	9	10	19	15.8%
6～8歳	12	11	23	19.2%
9～11歳	10	11	21	17.5%
12～14歳	13	17	30	25.0%
15歳以上	3	19	22	18.3%
計	50	70	120	100.0%

(3) 相談別保護状況 (平成30年度)

相談種別	保護人員				保護日数	
	男	女	計	構成比		
養護	児童虐待	34	35	69	57.5%	1,859
	その他	9	16	25	20.8%	637
障害	保健	0	0	0	0.0%	0
	肢体不自由	0	0	0	0.0%	0
	視聴覚障害	0	0	0	0.0%	0
	言語発達障害等	0	0	0	0.0%	0
	重症心身障害	0	0	0	0.0%	0
	知的障害	0	0	0	0.0%	0
	自閉症等	0	0	0	0.0%	0
	その他	0	0	0	0.0%	0
非行	ぐ犯行為	1	6	7	5.8%	129
	触法行為	0	0	0	0.0%	0
育成	性格行動	6	13	19	15.8%	265
	不登校	0	0	0	0.0%	0
	適性	0	0	0	0.0%	0
	育児・しつけ	0	0	0	0.0%	0
その他	0	0	0	0.0%	0	
合計	50	70	120	100.0%	2,890	
構成比	41.7%	58.3%	100.0%			

(4) 一時保護期間 (平成30年度)

期間	人	構成比
10日未満	45	37.5%
10～20日未満	27	22.5%
20日～1ヶ月未満	14	11.7%
1ヶ月以上2ヶ月未満	22	18.3%
2ヶ月以上	12	10.0%
計	120	100.0%



(5) 対応状況 (平成30年度)

種別	件数	構成比
家庭復帰	51	42.5%
他児相への移送	0	0.0%
施設入所	9	7.5%
里親委託	5	4.2%
家庭裁判所送致	1	0.8%
就職	0	0.0%
その他	46	38.3%
未処理	8	6.7%
計	120	100.0%

5 里親・里子の状況

(1) 里親制度について

① 里親制度

里親制度とは、保護者のいない児童、または、保護者に監護させることが適当でないと認められる児童の養育を、都道府県知事が適当と認める者(里親)に委託する制度です。(児童福祉法第6条の3、第27条第1項第3号)

里親に委託した場合は、里親手当のほか、里子の生活費、教育費、医療費などが支給されます。

平成14年10月の里親制度改正により、省令で最低基準が定められ、児童福祉施設と同様の位置付けとなりました。

さらに、平成21年4月の児童福祉法改正により、「養子縁組を前提とした里親」と「養育里親」を区分し、「養育里親」の要件として一定の研修が課される等の大幅な見直しが行われました。

② 里親の種類

里親は次の4種類に区分されます。

- ・養育里親：一般的養育
- ・専門里親：被虐待児童、非行等の問題を有する児童、障害がある児童を養育
- ・親族里親：扶養義務のある親族が養育(23.9.1改正)
(里親手当を除く生活費・教育費などを支給)
- ・養子縁組を希望する者

(2) 里親・里子の状況

① 里親の状況

管内には、平成31年3月31日現在、養育里親が46組、うち専門里親10組(重複登録)の里親が登録されています。また、親族里親は1組、養子縁組里親は3組登録されています。そのうち、里子を委託している里親(委託里親)は27組で、委託率は58.7%です。(うち3組は管外の児童を受託)。

② 里子の状況

平成31年3月31日現在、41名が管内の里親に委託されています。

内訳は次のとおりです。

乳幼児	小学生	中学生	高校生以上	計
19名	7名	5名	10名	41名
46.3%	17.1%	12.2%	24.4%	100%

(3) 里親の一時的な休息のための援助の実施

委託児童の養育をしている里親家庭が一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して当該児童の養育を行います。

平成30年度は、5組、延べ34日間の利用がありました。

(4) 里親養育援助事業の実施

里親の養育負担を軽減するため、里親への養育援助を希望する者(養育援助者)を登録し、里親からの求めに応じて派遣しています。

(平成30年度は、利用実績なし。)

(5) 里親養育相互援助事業の実施

里親の精神的負担の軽減や養育技術の向上等を図るため、里親が児童相談所等に集い、相互交流を行っています。

実施日	場 所	参加者
H30. 6. 16	岩見沢市	21名
H30. 12. 5	美唄市	29名

《H30. 3. 31現在の状況》

	岩見沢	全道	札幌市
里親登録数(組)	50	530	246
委託里親数(組)	27	241	118
委託率(%)	54.0	45.5	47.9
里子数(人)	41	341	160

里親月間(10月1日～31日)

厚生労働省が1954(昭和29)年から、里親の登録促進、児童委託の促進、里親の養育技術の向上と相互連携の強化を目的に実施しています。

この期間を中心に、里親大会等の行事が行われています。

IV 児童相談所の各種事業

1 各種巡回相談等事業

(1) 巡回児童相談

地域住民の不便さを補い、児童問題に効果的に対処するため、市町村等からの希望に応じ巡回して相談を受けています。

(平成30年度実施状況)

実施市町村	実施回数	相談件数
9市14町	69回	209件

(2) 在宅障害児巡回療育相談

在宅の重症心身障害児に対し、専門医師等（大倉山学院、北海道療育園）の協力のもとに巡回し、診断・相談等を行っています。

(平成30年度実施状況)

実施市町村	実施日数	相談件数
4市2町	3日	8件

2 ひきこもり等児童福祉対策事業

○ふれあい心の友訪問援助事業

不安、無気力、かん黙、心身症状等を示し、不登校等の状態にある児童とその家族に対し、教育分野との連携を図りながら、児童の自主性・社会性の伸長、登校意欲の回復や社会的自立の促進を図るため、児童の兄又は姉に相当する世代で児童福祉に理解と情熱を有する大学生等（メンタル・フレンド）が児童福祉司等の指導の下に子ども達とのふれあいを通じて、精神的な安定や自信・意欲の回復への支援を行っています。

(平成30年度実施状況)

メンタル・フレンド登録者	対象児	派遣日数
1名	0名	0回

3 市町村児童相談体制整備支援事業

(1) 市町村児童相談担当職員研修会

児童相談窓口を市町村が担うこととされたことに伴い、市町村の児童相談体制の整備促進と、市町村職員の児童相談技術の向上を図るために、研修を実施しています。

開催	内容
H30.8.28 空知総合振興局 会議 (18人)	○演習及びグループワーク ・虐待相談対応 ・虐待の発見と対応 ・市町村による聴き取り ・事例検討

(2) 移動総合相談室

児童相談所職員等が市町村に出向き、市町村職員と協働して、住民に対する相談を実施することで、具体的な相談対応・相談技術のノウハウを共有するなどして市町村相談担当職員の相談技術の向上を図っています。巡回児童相談の際のケースカンファレンスに併せて実施しています。

(3) 市町村児童相談担当職員の受入研修

市町村における相談体制の整備・充実を図るため、市町村で児童相談を担当している職員を一定期間児童相談所に受入れ、実際に業務を体験してもらうことで相談技術の向上を図る研修を実施しています。

実施市町村	人数及び職種
夕張市	3人（児童福祉担当係長） （家庭相談員）（学校教育AD）

美唄市	1人 (児童相談担当者)
芦別市	1人 (児童相談担当係長)
歌志内市	1人 (母子保健担当主査)
深川市	1人 (児童相談担当係長)
浦臼町	1人 (児童相談担当主査)

4 児童虐待防止対策推進事業

(1) 空知地域要保護児童対策連絡協議会

市町村が被虐待児や非行児などの要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童）を保護するため設置している「要保護児童対策地域協議会」の活動を支援するため、「空知地域要保護児童対策連絡協議会」を設置し、関係の行政機関、民間団体等との緊密な連携と相互の協力によって、子どもの虐待防止や自立支援の推進を図っています。

構成機関	
60機関・団体	市町、北海道(空知総合振興局、教育局)、児童委員、保育所、幼稚園、小中学校、児童福祉施設、医師会、警察、家庭裁判所、法務局、人権擁護委員協議会、弁護士、民間協力団体
開催状況	
・H30.9.26 ・59人 ・空知総合振興局 4階講堂	○行政説明 ・H29虐待対応状況等について ・児童虐待防止対策に向けた緊急総合対策のポイント ・母子保健分野における虐待防止、養育者支援の取り組み ○行政報告 ・岩見沢警察署 鷺見 浩幸 氏 ○活動報告 ・滝川市こどもセンター 米澤 敬子 氏

(2) 児童虐待対応プロジェクトチーム

児童虐待の対応について、児童相談所内に専門的見地から助言を行うプロジェクトチームを設置し、児童虐待の効果的な解決を図ることとしています。

構成員 (7名)	外部＝精神科医、小児科医、整形外科医、 弁護士、学識経験者 各1名 内部＝児童相談所長、子ども支援課長
開催状況	・H30.5.22 出席委員 7名 ・H30.6.22 出席委員 7名

(3) 児童虐待対応専門研修

地域における関係機関が連携し、児童虐待の防止や早期発見・解決のための取り組みを行うことができるよう専門研修を実施しています。

会議名称	空知管内民生委員児童委員専門研修
開催状況	・H30.10.17 ・美唄市「ホテルスエヒロ」 (民生委員・児童委員) 約70名参加 ・内容 講義「児童虐待の現状と要保護児童対策地域協議会について」 岩見沢児童相談所相談支援課長

会議名称	岩見沢市自立支援ネットワーク会議専門部会
開催状況	・H30.10.17 岩見沢市生活サポートセンター (ハローワーク・岩見沢市・若者サポートステーション他) 15名参加 ・内容 講義「児童相談所の業務等について」 岩見沢児童相談所相談支援係長

(4) 児童虐待に関する講演等への講師派遣

児童虐待の早期発見やその対策・予防等を、虐待を発見しやすい立場にある関係機関職員に理解してもらうことを目的に、市町村等関係機関からの依頼により随時講師の派遣を行っています。

V 児童虐待相談の対応状況

1 相談種別の状況

年度		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
養護相談	件数	199	258	224	314	262	214	362	397	320	404
	指数	100	130	113	158	132	108	182	199	161	203
(虐待～再掲)	件数	55	73	58	145	137	112	230	199	153	297
	指数	100	133	105	264	249	204	418	362	278	540
保健相談	件数										
	指数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
障害相談	件数	744	612	579	536	583	619	634	500	439	515
	指数	100	82	78	72	78	83	85	67	59	69
非行相談	件数	22	19	16	14	23	23	25	14	15	22
	指数	100	86	73	64	105	105	114	64	68	100
育成相談	件数	106	120	79	96	90	89	89	75	71	71
	指数	100	113	75	91	85	84	84	71	67	67
その他	件数	4	4	5	8		1	2	3		7
	指数	100	100	125	200		25	50	75		175
計	件数	1,075	1,013	903	968	958	946	1,112	989	845	1,019
	指数	100	94	84	90	89	88	106	106	94	95

2 虐待に関する相談件数の推移

年度		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
全 国	件数	44,211	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,260	122,578	133,778	159,850
	指数	100	128	136	151	167	201	234	277	303	362
道 児 相	件数	1,055	1,115	1,078	1,276	1,687	1,855	2,420	3,027	3,413	3,780
	指数	100	106	102	121	160	176	229	287	324	358
札幌市児相	件数	620	478	437	435	402	1,159	1,480	1,798	1,854	1,885
	指数	100	77	70	70	91	84	242	310	376	304
全 道	件数	1,675	1,593	1,515	1,711	2,089	3,014	3,900	4,825	5,267	5,665
	指数	100	95	90	102	125	180	233	275	341	338
岩見沢児相	件数	55	73	58	145	137	112	230	199	153	297
	指数	100	133	105	264	238	225	184	377	326	540
	通告	109	144	111	231	179	208	223	329	256	326

3 虐待相談(処理)の経路別状況

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
家 族	5	5	3	11	13	9	12	13	5	7
親 戚	3		2				3	8	6	7
近 隣・知 人	8	5	6	6	4	3	14	10	9	7
児 童 本 人		1	1	4		1	4	1	1	3
福 祉 事 務 所	12	15	3	6	7	9	11	26	9	41
児 童 委 員				1	2					
保 健 所										
医 療 機 関		2		3	2	2	2	2		5
児 童 福 祉 施 設		3	4	4		2	5	4	2	1
警 察 等	15	24	25	63	57	46	138	107	91	155
学 校 等	6		4	4	5	2	7	4	10	13
その他(町村・児相等)	6	18	10	43	47	38	34	24	20	57
計	55	73	58	145	137	112	230	199	153	296

※30年度の「その他」の内訳は、市町 11件、国・道(児相等)の機関 46件(きょうだい受理等) 他

4 虐待相談(処理)の内容別状況

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
身体的虐待	17	24	8	22	36	26	23	53	26	52
性的虐待	1	2	1	2	4	7	7	4	4	7
心理的虐待	11	18	27	90	78	71	165	100	100	204
ネグレクト	26	29	22	31	19	8	35	42	23	33
計	55	73	58	145	137	112	230	199	153	296

5 主たる虐待者

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
父	実父	14	24	17	69	59	47	100	86	61	128
	実父以外	9	12	9	30	14	22	15	21	18	40
母	実母	32	32	30	42	48	40	82	91	70	124
	実母以外				1	2		2	1	2	1
その他		5	2	3	14	3	31		2	3	
計	55	73	58	145	137	112	230	199	153	296	

※30年度の「その他」の内訳は、父母以外の同居の親族 3件

6 被虐待児の年齢

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
3歳未満	11	14	7	24	33	26	50	42	23	57
3歳から学齢前	12	20	7	38	38	24	51	43	41	95
小学生	16	25	22	41	45	38	68	64	58	89
中学生	8	7	16	27	15	18	44	31	19	41
高校生・その他	8	7	6	15	6	6	17	19	12	14
計	55	73	58	145	137	112	230	199	153	296

7 虐待相談の処理状況

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
施設入所	4	10	3	6	10	12	9	9	17	13
里親等委託	3	2				1		9	6	4
面接指導	43	55	46	122	106	87	209	173	117	257
その他	5	6	9	17	21	12	12	8	13	22
計	55	73	58	145	137	112	230	199	153	296

※30年度の「その他」の内訳は、児童福祉司指導20件、訓戒・誓約 2件

8 市町村別児童虐待相談処理件数の推移

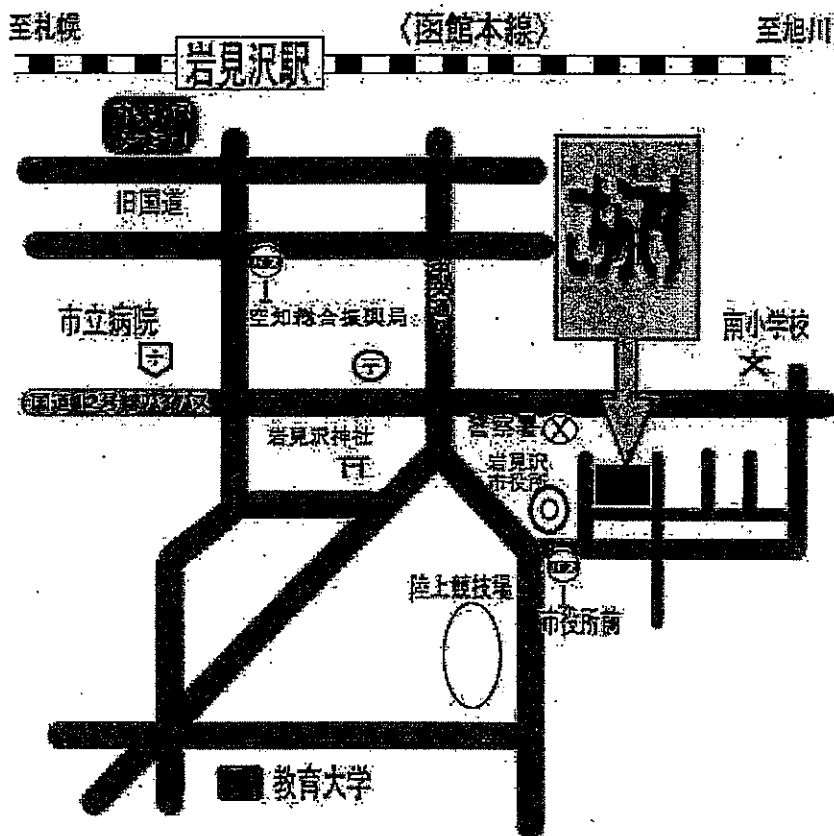
年度 市町名	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
夕張市	4	7		1	11		8	8		5
岩見沢市	8	26	17	57	33	47	69	38	36	95
美唄市	8			25	10	15	24	25	17	9
芦別市	6		2	5	3	8	2	23	1	10
赤平市	1	5	1	2		2	7	4	4	5
三笠市		2	4		2	1	9	6	3	7
滝川市	6	13	14	13	21	13	40	27	28	36
砂川市	3	7	7	8	11	6	15	7	12	17
歌志内市							2			4
深川市	6	5	4	7	6	2	18	3	7	5
市計	42	65	49	118	97	94	194	141	108	193
南幌町					3		9	3	4	12
奈井江町	3	3		4	2	1		5		4
上砂川町	1	1	3	2	11	2	1	8	11	4
由仁町			4	2	5				2	2
長沼町				1	3		3	3	10	27
栗山町	1	2		13	9	5	9	18	4	13
月形町	1							2		
浦臼町					1	5	2	6	2	2
新十津川町	2		1	3	1		8	8	4	4
妹背牛町								2		4
秩父別町	3						2			16
雨竜町	2	2		1	2	1			1	
北竜町				1				2		
沼田町					3	4	2		5	1
幌加内町										
町村計	13	8	8	27	40	18	36	57	43	89
管外			1	0				1	2	14
岩見沢児相計	55	73	58	145	137	112	230	199	153	296
対全道比	3.3%	4.6%	3.8%	8.5%	6.6%	3.7%	5.9%	4.1%	2.9%	5.2%
道の児相計	1,055	1,115	1,078	1,276	1,687	1,855	2,420	3,027	3,413	3,780
札幌市児相計	620	478	437	435	402	1,159	1,480	1,798	1,854	1,885
全道計	1,675	1,593	1,515	1,711	2,089	3,014	3,900	4,825	5,267	5,665
全国計	44,211	56,384	59,862	66,807	73,765	88,931	103,286	122,578	133,778	159,850

※ 岩見沢市には旧北村分と旧栗沢町分を含む

岩見沢児童相談所へのご案内

JR岩見沢駅前の中央バス岩見沢ターミナルから「緑ヶ丘6丁目行」に乗車してください。

「岩見沢市役所前」で下車し、徒歩1～2分です。



令和元年（平成31年）版 業務概要
（平成30年度実績）

編集 北海道岩見沢児童相談所
（空知総合振興局保健環境部児童相談室）

〒068-0828 岩見沢市場が丘1丁目9番16号

TEL：0126-22-1119／FAX：0126-24-8366

発行 令和 2年 1月